

那須塩原市農業委員会

第23回臨時総会議事録

令和7年5月7日(水)

西那須野庁舎 300 会議室

1. 開催日時：令和7年5月7日（水）午前10時00分～午前10時15分

2. 場 所：西那須野庁舎 300会議室

3. 出席委員：18名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	13	神藤 芳定
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	4	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：5番樋江栄作委員、12番木下久雄委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号16番菊地瞳委員、17番松本忠太委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 非農地証明願いについて
- 2) 議案第2号 非農地判断願いについて
- 3) 議案第3号 非農地証明願い及び非農地判断願いの取り扱いについて

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第23回臨時総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、木下久雄委員、槌江栄作委員です。 在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号16番菊地瞳委員と17番松本忠太委員を指名いたします。
議長	次に、議案第1号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
上野農地係長	番号1番について、事務局の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について報告します。 本日参考資料を配布していますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市役所本庁より北西へ約700メートルに位置しています。 現地調査は、5月2日、午前9時55分頃一戸養子委員とともに行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物全部事項証明書が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元農業委員及び事務局ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は証明相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
上野農地係長	番号2番について、事務局の報告を求めます。 議案第1号、番号2番について報告します。 こちらも参考資料を添付していますので、併せてご覧ください。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、JR黒磯駅より東へ約200メートルに位置しています。 現地調査は、5月2日、午前9時40分頃一戸養子委員とともに行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物全部事項証明書が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元農業委員及び事務局ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。
上野農地係長	次に、議案第2号「非農地判断願いについて」を議題といたします。 番号1番について、事務局の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 こちらも参考資料をお配りしていますので、併せてご覧ください。

非農地判断の願い出です。願い出の内容は、議案書記載のとおりです。
 願い出地は、那須塩原市ハロープラザより北へ約2.4キロメートルに位置しています。
 現地調査は、5月2日、午後1時35分頃斎藤委員とともに行いました。
 願い出地の現況は山林となっております。
 現地を確認した結果、願い出地の周囲が山林に囲まれている状況からみて、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないことから、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
 以上のことから、地元農業委員及び事務局ともに対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。
 次に、議案第3号「非農地証明願い及び非農地判断願いの取り扱いについて」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第3号について説明します。
 本件は、非農地証明願い及び非農地判断願いの取り扱いについて、議案書のとおりと
 したく、決定を求めるものです。
 現在、非農地証明願い及び非農地判断願いの取扱いは、願い出書の受付後、その受
 付日の直後に開催される総会に議案として提出しております。
 しかしながら、非農地証明願い及び非農地判断願いは本来、行政サービスとして実施
 しているものであって、農地法に規定される議決が必要な申請案件ではなく、これま
 での慣例により議案として提出し、議決をいただいているところです。
 近隣の市町、例えば大田原市では、議決案件とせず事務局で対応しているとのこと
 です。
 これらのことから、今後の取扱いについて、願い出書の受付後、願い出地を担当する
 農業委員と事務局とで現地調査を行い、非農地であるとの確認が取れ次第、証明及び
 通知を行うこととしたく、提案させていただきます。よろしく御審議の上、御決定く
 ださいようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。
 松本忠太委員 ただいま事務局で行政サービス実施ということで、また法律上も問題ないということ
 なので、この原案に賛成いたします。

議長 他に、質疑、御意見はございますか。
 君島良一委員 特に非農地判断については、正直いうと私の家の方にいっぱいあるんですよ。山にな
 っちゃって。そういうものでいちいち議案にしていると間に合わないの、こういう
 方法でやってもらうと、処理が早くできて良いのかなと。とにかく案件が、タブレッ
 トで見ると、全部山林になっているんだよね。そういう意味でも、もし問題なければ
 このまま議案のとおりでいいかなというふうに思いますので、よろしく願いしま
 す。

辻野岩男委員 このやり方については、基本的に賛成なんですけど、非農地判断、非農地証明につい
 ては、例えば先ほどの全部事項証明が出ているから判断したとか、色々なケースがあ
 ると思うんですけど、そういう基準を事務局が判断して、農業委員にも提示してくれ
 ると思うんですが、そういう基準作りをちゃんとしていただきたいという要望として
 出したいと思います。

議長 他に、ありますか。
 石崎清委員 私も個人的に今の事務局の説明に賛成なんですけど、例えば、推進委員と7月から8月
 まで農地の遊休地を巡回して歩くという中で、私農業委員何年もやっている間に、そ
 の所有者から非農地扱いということで出されたこともあるんです、この何年かの間。
 今後そういう場合、遊休地で荒れ放題の農地があると、非農地判断願い、非農地証明
 願いが出た場合、地元農業委員と事務局の判断で許可相当の対応で良いのか。

その辺りがちょっと難しいのかなと、自分では思うんです。前にも私の管轄でそういうところが何か所もあった時、事務局あと農業委員あと調査研究委員で、そこを見て歩きました。何か所もあるんですよ、その一人の所有で10筆以上の農地があるんです。そこが一度出たことがあるんです、この判断願いで。その場合、今後そういう扱いでいくのかどうか。まあ私は個人的には賛成なんですけど、その辺を事務局の説明をお願いします。

上野農地係長

基本的には、説明をさせていただきましたとおり、地元農業委員の御意見を最大限に反映したいと考えてございます。ただし、どうみても判断難しいよねというような案件につきましては、他の地域の農業委員さんにも同席いただいて判断する必要があるかなと、それはケースバイケースで考えさせていただきたいなというふうに考えてございます。以上です。

月井喜美郎委員

石崎委員の話と同じになるかと思うんですが、私もちょっと不慣れなものですから、この簡素化、簡略化してメリット等は今と同じような意見になると思うんですが、デメリットで不安とかそういった時に、まあこういうことが考えられるとか、あとはそういったことを明示してもらいまして、こういった時には、まあ今事務局からはケースバイケースだということでありましたけれども、やはり前もってこういう可能性があるとかが、こういった時には、ということで示してもらえばありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長

他に、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

それでは、無いようですので、事務局の説明のとおりで、またあの今皆さんから意見があることを踏まえてですね、ガイドラインみたいな何かそういうものを作っていたいて、今後進めるということで御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもって、那須塩原市農業委員会第23回臨時総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

16番

議席番号

17番
